

# 障害児福祉手当・特別障害者手当について

## ① 手当の種類

### 障害児福祉手当

在宅（入院中も可）の20歳未満で、身体または精神の重度の障害<sup>がい</sup>のために、日常生活において、常時の介護を必要とする方に対して支給する手当

#### ●支給対象児童

- ・次ページの③手当の認定基準に該当する方。
- ・在宅である方（グループホームを含む）。

※次のような場合には手当は支給されません。

- ・社会福祉施設に入所している場合。  
（社会福祉施設…児童養護施設、障害児入所施設、療養介護を行う病院又は障害者支援施設等）
- ・児童本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める額以上である場合。
- ・障害を理由とする公的年金を受けている場合

#### ●手当額及び支給月

- ・手当額 月額 16,560 円（令和8年4月現在）
- ・支給月 5月（2月～4月分）・8月（5月～7月分）・11月（8月～10月分）・2月（11月～1月分）

### 特別障害者手当

在宅の20歳以上で、身体または精神に著しい重度の障害があるため、日常生活上、常時特別の介護を必要とする方に対して支給する手当

#### ●支給対象者

- ・次ページの③手当の認定基準に該当する方。
- ・在宅である方（グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅等を含む）。

※次のような場合には手当は支給されません。

- ・社会福祉施設に入所している場合。  
（社会福祉施設…療養介護を行う病院又は障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）
- ・病院、診療所、老人保健施設に3ヶ月を超えて入院している場合。
- ・本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合。

#### ●手当額及び支給月

- ・手当額 月額 30,450 円（令和8年4月現在）
- ・支給月 5月（2月～4月分）・8月（5月～7月分）・11月（8月～10月分）・2月（11月～1月分）

## ② 新規申請に必要なもの

- (ア) 認定請求書（窓口で所定の様式をお渡しします）
- (イ) 診断書（障害<sup>がい</sup>によって様式は異なります。窓口で所定の様式をお渡しします）
- (ウ) 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（申請者及び配偶者及び扶養義務者のもの）
- (エ)（申請者が年金受給者の場合）前年の年金受給額のわかる公的年金の源泉徴収票・年金決定通知書・年金支払通知書・年金額改定通知書等のうちいずれか
- (オ) 本人名義の預金通帳やキャッシュカードなど（口座がわかるもの）

### ③ 手当の認定基準

#### ● 障害児福祉手当

①のいずれかの障害程度に該当する児童

#### ● 特別障害者手当

次の①～⑤のうちいずれかに該当する方

- ① ②の障害程度のうち2項目以上に該当する方。
- ② ②の障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、③の障害のうち2項目以上に該当する方。
- ③ ②の(3)から(5)までの障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、④日常生活動作評表で10点以上となる方。
- ④ ①の(8)に該当する内部障害などで、日常生活上絶対安静の状態にある方。
- ⑤ ①の(9)に該当し、かつ、⑤日常生活能力判定表で14点以上となる方。

#### A

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のももの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のももの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のももの
- (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの

#### B

- (1) 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のももの
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のももの

C

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- (4) そしゃく機能を失ったもの
- (5) 音声又は言語機能を失ったもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- (7) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- (8) 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- (9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (10) 全各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (11) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注)

- 1 上記障害程度の詳細な基準は、厚生労働省が定めています。
- 2 上記障害程度の基準は、障害手帳における身体障害認定基準と必ずしも一致するものではありません。

## D 日常生活動作評価表

動作	0点	1点	2点	判定
1 タオルを絞る(水をきれ程度)	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒以内にできない	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分以内にできない	
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分以内にできない	
5 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
6 立ち上がる	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
7 片足で立つ	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
8 階段の昇降	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	

(備考) つえ・松葉づえ・下肢装具等の補助具等を使用しない状態で判断する。

合計 点

※10点以上である必要があります

## E 日常生活能力判定表

動作	0点	1点	2点	判定
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
2 用便(月経)の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
3 衣類の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
4 簡単な買い物	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	

合計 点

※14点以上である必要があります

## ④所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を共にする扶養義務者の前年の所得が下表の額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで手当が支給されません。

(扶養義務者の範囲…同一居住している直系血族及び兄弟姉妹。)

### 受給者本人

### 配偶者及び扶養義務者

扶養親族等 人数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額	参考:収入額の目安	所得額	参考:収入額の目安
0	3,661,000	5,252,000	6,287,000	8,319,000
1	4,041,000	5,728,000	6,536,000	8,586,000
2	4,421,000	6,203,000	6,749,000	8,799,000
3	4,801,000	6,668,000	6,962,000	9,012,000
4	5,181,000	7,090,000	7,175,000	9,225,000
5	5,561,000	7,512,000	7,388,000	9,438,000

(注1) 70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円を加算

(注2) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)又は控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)があるときは、1人につき250,000円を加算

(注3) 扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき60,000円を加算(ただし、老人扶養親族のみ扶養の場合は、老人扶養親族のうち一人を除いた人数)

※1 所得額は地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

※2 ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額です。

## ◎お問い合わせ先・申請受付窓口

宝塚市障<sup>がい</sup>碍福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-9110 FAX 0797-72-8086